

下関市新総合体育館整備事業
実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答

令和2年8月

下関市

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する質問への回答

令和2年8月27日

| No | 頁 | 1 | 1-1 | (1) | 1) | ① | ア | a | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|---------|-----|-----|----|---|---|---|-------|--|---|
| 1 | 33 | 資料 3 | | | | | | | 公園敷地図 | <p>実施方針に関する第1回質問No.55へのご回答にて「確認申請上は公園内の任意の敷地設定をしてください。」とのことですが、既存建築物の確認申請の敷地設定がどのようになされているかにもよりますので、公園内既存建築物について、前願の確認申請資料をご提示下さい。</p> | <p>既存建築物は公園全体を敷地範囲とし、用途上不可分の扱いとなっています。確認申請における敷地範囲の設定は、事業者の提案に基づき市が協議を行い決定するものとしますが、協議資料作成を依頼する場合があります。なお、既存建築物に関する資料等は契約後に事業者に提供します。</p> |

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年8月27日

| No | 本編 | 添付資料 | 頁 | 1章 | 1節 | 1. | (1) | 1) | ① | ア | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|----|----|----|----|-----|----|---|---|----|--------|---|---|
| 1 | ○ | | 13 | 1 | 7 | 1 | | | | | | 用途地域 | 要求水準書(案)に関する第1回質問No.10へのご回答にて「建築基準法第48条ただし書きや同法49条第2項の緩和規定を想定し、現在協議中です。」とありますが、当該業務は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。 | 具体の協議は市の所掌ですが、協議に必要な資料作成等を業務に含むものとお考えください。 |
| 2 | ○ | | 21 | 2 | 1 | 1 | (1) | 1) | | | | 全体配置 | 「庭球場及び憩いの広場は、利用や管理の効率性を考慮し配置すること」とありますが、憩いの広場は南側(現状の位置)で無くても良いという理解で宜しいでしょうか。 | お見込みの通りです。ただし、位置を変える場合にも、既存以上の面積を確保するものとしてください。 |
| 3 | ○ | | 31 | 2 | 1 | 4 | (3) | 3) | | | i) | 排煙設備 | 「必要に応じて機械排煙設備を設ける」と記載がありますが、貴市で想定されている場所がありましたらご教授をお願いいたします。 | 設計に応じて、必要な箇所に設置してください。 |
| 4 | ○ | | 33 | 2 | 1 | 5 | (1) | | | | i) | 接続道路 | 主要な車両出入口は原則として1か所に限定とありますが、関係者駐車場やロータリーは除くと考えてよろしいでしょうか。 | 第2駐車場及び相撲場跡地は除きます。関係者駐車場は周辺交通への影響を発生させない場合は除くことが可能ですが、ロータリーは含むものと考えてください。 |
| 5 | | 12 | | | | | | | | | | 外構整備範囲 | 相撲場前から公道へ至る構内道路内に柵のようなものが見受けられますが、これらは残置と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。ただし、改修等に関して事業者の提案を妨げるものではありません。 |